

国民健康保険税 納め忘れは ありませんか?



国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたときに誰もが安心して病院にかかるよう、加入者が保険税を出し合い、そこから医療費を支出する助け合いの制度です。

国民健康保険事業の健全な運営のため、かならず納付期限までに納めましょう。

国民健康保険税を納めないとどうなるの?

災害などの特別な理由もなく国保税を納めていない方には、納めている方との公平性を維持するため、被保険者証(保険証)が「短期保険証」や「資格証明書」に切り替わります。

また、納めないままでいると、延滞金の加算や、財産の差し押さえなどが行われる場合もあります。

「短期保険証」とは

国保税が全額納められていない世帯に交付される、有効期限の短い保険証です。

通常は2年ごとの更新ですが、半年ごとに市役所へ来庁し、新しい保険証の受取りと納税相談を行っていただく必要があります。



「資格証明書」とは

国保税を1年以上納めないままでいると、保険証を返還していただき、そのかわりに「資格証明書」を交付します。

「資格証明書」は国保に加入していることを証明するだけのもので、保険証のように1~3割の窓口負担で病院にかかることはできません。かかった医療費の全額をいったん自己負担し、後日、市民窓口グループへ申請することで医療費の7~9割が払い戻されます。

資格証明書の交付後、さらに納めないと…

「資格証明書」を交付されている世帯が、納付期限から1年6ヶ月を過ぎても納めないままでいる場合は、国保の現金給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など)の一部または全部が差し止められます。

それでもなお、納められない場合は、差し止められている現金給付の全部または一部が、未納の国保税に充てられることがあります。

納付が困難なときは相談してください

災害や半年以上の病気療養など、国保税の納付が困難な事情がある場合は、申請により税額が下がる場合があります。(減免制度)

また、分割納付などができる場合もありますので、納めないまま放置をせず、早めに相談してください。



軽減対象世帯の拡大

平成29年度より、均等割・平等割(5割軽減・2割軽減)の軽減判定所得の基準が見直され、国保税軽減対象となる範囲が拡大されました。

所得の申告がある世帯では、あらかじめ軽減をふまえて課税しますので、申請は不要です。

軽減割合	世帯の合計所得金額(改正前)	世帯の合計所得金額(改正後)
5割	33万円+26.5万円×被保険者数(※)	33万円+27万円×被保険者数(※)
2割	33万円+48万円×被保険者数(※)	33万円+49万円×被保険者数(※)

※被保険者数には、同じ世帯で国保から後期高齢者医療制度に移行した方を含む

問合せ先 国民健康保険の制度や税額について 団市民窓口グループ ☎52-1111(内線219・261)
国民健康保険税の納付相談 団税務グループ ☎52-1111(内線241・243・259)



母子家庭等医療費助成制度は、毎年、「受給者証」の更新が必要です。該当する方には案内通知を6月下旬に送付しました。
通知に記載された期日までに申請をしてください。
申請が遅れると助成を受けられなくなる場合があります。

*詳しくは、広報たかはま6月15日号19ページを確認してください。

問合せ先 団市民窓口グループ ☎52-1111(内線217)